

## 運航管理者を船舶に乗り組ませるために 運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない 講習に関する告示（仮称）案について

### 1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした、海上運送法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、運航管理者は、陸上において船上の船長等に対し、運航水域における風速、波高及び視程が運航基準に定める運航中止条件に該当するときの運航中止等の指示を行う必要があることから、旅客運送船舶運航事業者は、原則、運航管理者について、船舶に乗り組ませることができなくなった。

一方で、運航する船舶隻数やその従業員数が極めて少ない小規模事業者又は生活航路を運航する事業者については、事業の実態上、運航管理者を船舶に乗り組ませることができない場合、運航管理者とは別の船員が確保できず、船を運航できない状況となり、事業の継続や緊急時における生活航路の維持が不可能になるなどの影響が想定されることから、海上運送法等の一部を改正する法律に基づき、例外的に運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合等を定めた、海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 43 号）が公布されたところである。

同省令による改正後の海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 7 条の 11 や第 21 条の 5 その他準用規定においては、例外的に運航管理者を船舶に乗り組ませる場合に、運航管理者及び陸上で当該運航管理者を補助することができる従業者（以下「陸上従業者」という。）は、講習を受講しなければならないこととされている。

当該講習の基準及び受講させる方法等については告示で定めることとしていることから、今般、その具体的な内容を定めた、「運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示（仮称）」を新たに制定することとする。

### 2. 概要

例外的に運航管理者を船舶に乗り組ませる場合に、運航管理者に受講させなければならない講習（以下「運航管理者兼務講習」という。）及び陸上従業者に受講させなければならない講習（以下「陸上従業者兼務講習」という。）に係る事項に

ついて、以下のとおり定めることとする。

(1) 運航管理者兼務講習及び陸上従業者兼務講習（以下「兼務講習」という。）

並びに兼務講習の登録機関（以下「登録兼務講習機関」という。）について

- ・ 兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。（第2条関係）
- ・ 登録兼務講習機関として登録を受けようとする者は、必要な事項が記載された申請書及び添付書類を提出しなければならない。（第3条関係）
- ・ 国土交通大臣は、兼務講習が適切な書籍及び教材を用いて運航管理者講習の講師の条件に適合する講師により行われるものであり、登録の申請をした者が欠格要件に該当しない場合に、登録簿の記載をもって登録する。（第4条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、役員又は登録簿以外の申請書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更書類を国土交通大臣に届け出なければならない。（第5条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、役員に変更が生じたときは、2週間以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。（第6条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、登録簿の記載事項を変更するときは、2週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。（第7条関係）
- ・ 登録兼務講習機関の登録は、3年ごとに更新をしなければならない。（第8条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、公正に、かつ、第4条の要件及び（2）に定める基準に適合する方法その他適切な方法により講習事務を行わなければならない。（第9条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、講習事務規程を作成・変更する際には、講習事務開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。（第10条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、帳簿に受講料金や修了証明書などを記載し、受講申請書等とともに備え、兼務講習を終了した日から電磁的記録で3年間保存しなければならない。（第11条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、講習事務を行わなくなった場合は、帳簿及び受講申請書等を国土交通大臣に提出しなければならない。（第12条関係）
- ・ 登録兼務講習機関は、財務諸表等を作成し、5年間保存しなければならない。また、兼務講習の受講者及びその他利害関係者は、登録兼務講習機関に対して、財務諸表等の閲覧等の請求をすることができる。（第13条関係）
- ・ 国土交通大臣は、兼務講習の登録の要件や規定に違反しているときに、登録兼務講習機関に対して、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。（第14条、第15条関係）

- ・登録兼務講習機関は、講習事務を休廃止する場合には、あらかじめ、届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。(第16条関係)
- ・国土交通大臣は、登録時の欠格事項に該当するに至った等の場合において、登録の取消し又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(第17条関係)
- ・国土交通大臣は、登録兼務講習機関がない等の場合は兼務講習を自ら実施することができる。(第18条関係)
- ・登録兼務講習機関は、講習事務を行わなくなった等の場合には、国土交通大臣に対する引継ぎ等を行わなければならない、速やかに講習事務の実施のために必要な書類を国土交通大臣に提出しなければならない。(第19条関係)
- ・国土交通大臣は、兼務講習の登録や登録兼務講習機関による事務の休廃止等があった場合に、インターネット等適切な方法により公示を行う。(第18条、第20条、第21条関係)

(2) 兼務講習の内容及び方法等の基準について(第9条関係)

- ・講習事務を管理する者は、25歳以上のものであり、欠格事由に該当しない、兼務に関する必要な知識・経験を有する者であること。また、十分な研修を受講させること。
- ・兼務講習は、講義の終了後に、受講者が講義の内容全体について十分に理解していることを確認すること。
- ・兼務講習の科目は、次のとおりであること。
  - イ 輸送の安全の確保に関する科目
  - ロ 船舶の運航に関する科目
    - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
    - ・ 航海の安全の確保
  - ハ 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目
- ・兼務講習の内容は、運航管理者が船舶に乗り組むに当たり運航管理者及び陸上従業者に必要な最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。
- ・講義時間は、1時間以上であること。
- ・原則毎月1回以上行うものであること。
- ・離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。
- ・兼務講習を修了した者に対して、当該兼務講習を修了したことを証する書類を交付するものであること。
- ・公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により兼務講習を行うものであること。

(3) 兼務講習の受講義務及びその特例について

- ・ 運航管理者が最後に運航管理者兼務講習を受講した日から起算して2年を経過しないときは、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が当該運航管理者に運航管理者兼務講習を受講させたものとみなす。(第23条関係)
- ・ 内航貨客定期航路事業又は内航一般不定期航路事業を営む者で、船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない、かつ、旅客定員が13人未満の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該運航管理者に、最後に運航管理者兼務講習を受講させた日から起算して2年を経過する日までに運航管理者兼務講習を受講させなければならない。(第24条関係)
- ・ 陸上従業者が最後に陸上従業者兼務講習を受講した日から起算して2年を経過しないときは、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が当該陸上従業者に陸上従業者兼務講習を受講させたものとみなす。(第25条関係)
- ・ 内航貨客定期航路事業又は内航一般不定期航路事業を営む者で、船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない、かつ、旅客定員が13人未満の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、陸上従業者に、最後に陸上従業者兼務講習を受講させた日から起算して2年を経過する日までに陸上従業者兼務講習を受講させなければならない。(第26条関係)

(4) 附則関係について

- ・ ①又は②の場合においては、第24条及び第26条の規定にかかわらず、改正法の施行日から起算して1年を経過する日までの間は、兼務講習の受講義務は発生しない。
  - ① 改正法の施行日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合(改正法附則第6条第3項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。)
  - ② 改正法の施行日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合(改正法附則第6条第5項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。)

### 3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 令和7年11月

施 行 : 公布の日と同じ ※第23条から第26条までは改正法の施行の日とする。